

# 転入された方へ

愛媛県伊予市役所 Tel089-982-1111(代)

下の表に該当する方は、手続きが必要です。  
必要な書類・手続きは個人によって異なりますので、詳しくは各課でお尋ねください。

担当課	対象	手続き(詳しくはお問い合わせください)
市民課 (戸籍・住基)	マイナンバーカード	カードの住所変更(継続利用)手続きが転入届出日から90日以内に必要です。期限が過ぎた場合カードが失効します。住所変更により署名用電子証明が失効しますので、必要であれば併せて発行手続きをしてください。カードが失効した場合、カードの再発行に手数料が必要になります。(電子証明書付1,000円/電子証明書なし800円)
	住民基本台帳カード	カードの住所変更手続きが転入届出日から90日以内に必要です。期限が過ぎた場合カードが失効します。
市民課 (保険)	国民健康保険	保険証を交付します。 ※(学)遠(一部対象者)、住所地特例該当の方はその旨を申し出てください。
	後期高齢者医療制度の加入者	[県内転入の方] 受給者証は、後日郵送します。 [県外転入の方] 負担区分等証明書をお持ちの上、手続きをしてください。 障がい認定申請、特定疾病認定申請をされる方は、認定証明書が必要です。
	福祉医療助成 (子ども医療)(ひとり親)(重心)	対象者全員の健康保険証・認印をお持ちの上、手続きをしてください。 (ひとり親)の申請には対象者全員のマイナンバー通知カードまたは個人番号通知書と家庭主の本人確認書類も必要です。担当課でご相談ください。
長寿介護課	介護保険 被保険者証	担当課で手続きをしてください。
	要介護認定・要支援認定を受けていた方	受給資格証明書・医療保険証(40~64歳の方)をお持ちの上、手続きをしてください。
	住所特例の適用を受けることになる方	住所地特例該当である旨を申し出てください。
子育て支援課 (児童福祉)	児童手当	受給者の健康保険証・口座番号のわかるもの・認印・マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書(受給者及び配偶者)・来庁者の本人確認書類をお持ちの上、手続きをしてください。
	児童扶養手当	受給者の健康保険証・口座番号のわかるもの・認印・マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書(受給者及び配偶者)・来庁者の本人確認書類・証書をお持ちの上、手続きをしてください。
	紙おむつ購入補助 伊予市愛顔っ子応援券	母子健康手帳・認印・保護者(来庁者)の本人確認書類・前住所地で交付された愛顔っ子応援券をお持ちの上、手続きをしてください。(保護者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。)

《裏面もご覧ください》

担当課	対象	手続き(詳しくはお問い合わせください)
福祉課 (障がい者福祉)	自立支援医療	医療受給者証・健康保険証・認印・マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書(受給者)・来庁者の本人確認書類をお持ちの上、手続きをしてください。
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	手帳と認印をお持ちの上、手続きをしてください。
健康増進課 (保健センター)	母子健康手帳 (妊婦・乳幼児期)	母子健康手帳と認印、前住所地で交付された妊婦一般健康診査受診券・乳児一般健康診査受診券・予防接種手帳をお持ちの上、手続きをしてください。
学校教育課	公立の小学校及び 中学校の児童生徒	転校通知書・転校用在学証明書・教科書給与証明書等をお持ちの上、新しく通われる学校で手続きをしてください。
税務課	原動機付自転車(125cc以下)	廃車証明書・認印をお持ちの上、ナンバープレートの交付を受けてください。
上下水道課	水道使用者	名義人の住所変更手続きをしてください。
都市整備課	市営住宅に入居する方	担当課で手続きをしてください。
環境政策課	犬を飼っている方	前住所で交付された犬の鑑札・狂犬病予防注射済票をお持ちの上、手続きをしてください。
	市税・公共料金等の口座振替	口座振替依頼書を金融機関へご提出ください。

○海外から日本に戻られる際には、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍の附票・パスポート・年金手帳(基礎年金番号通知書)・マイナンバーカードまたは個人番号通知書をお持ちの上、転入の手続きをしてください。

○市民税・県民税について

市民税や県民税は、その年の1月1日に住んでいる市区町村で課税されます。転出していても、その年の4月1日から始まる年度の市・県民税は、1月1日現在の住所地で課税されることとなります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

○固定資産税について

固定資産の納税義務者は、その年の1月1日現在、伊予市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。詳しくは税務課へお問い合わせください。